

江戸川区健康づくり推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 江戸川区民の総合的な健康づくりを積極的に推進するに当たり、地域の健康課題を共有し、関係機関の緊密な連携を確保するため、江戸川区健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合的な健康づくりの推進に関すること。
- (2) 健康づくり施策の進捗状況等の確認に関すること。
- (3) その他江戸川区長（以下「区長」という。）が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 医療・保健・福祉関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 労働関係者
- (4) 江戸川区ファミリーヘルス推進員
- (5) 江戸川区職員

2 前項に掲げる者のほか、区長が必要と認める者を委員に委嘱することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会は、会長が招集する。

(委員以外の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に対し、協議会に出席させ、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報償)

第8条 委員（第3条第1項第5号に規定する江戸川区職員を除く。）に対する報償は、別に定めるところにより予算の範囲内で支給する。

（庶務）

第9条 協議会の庶務は、健康部地域保健課において処理する。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年8月16日から施行する。